

議案第 29 号

橋本市駐車場基金条例について

橋本市駐車場基金条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を
求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市駐車場基金条例

(設置)

第1条 橋本市営駐車場(以下「駐車場」という。)の管理及び事業に要する費用の財源を確保するため、橋本市駐車場基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、橋本市駐車場事業特別会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、駐車場の管理及び事業のため必要な場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。